教育委員会提出議案

第９号議案

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和７年３月２７日

豊島区教育委員会教育長　　金　子　　智　雄

豊島区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和 44 年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表教育部の部指導課の項の次に次の１項を加える。

図書館課

第８条を次のように改める。

（分掌事務等）

第８条　教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担任事務は次のとおりとする。

庶務課

(1)　教育委員会に関すること。

(2)　職員の任免その他人事に関すること。

(3)　公印及び文書審査に関すること。

(4)　文書及び法規等に関すること。

(5)　請願、陳情等に関すること。

(6)　区立学校の設置及び廃止等に関すること。

(7)　予算、決算及び監査に関すること。

(8)　教育委員会の広報に関すること。

(9)　表彰等に関すること。

(10)　教育財産の調整に関すること。

(11)　補助執行に係る調整に関すること。

(12)　PTA 活動の支援に関すること。

(13)　家庭教育の振興に関すること。

(14)　社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。

(15)　教育政策の企画・調整に関すること。

(16)　教育振興基本計画の改定及び進行管理に関すること。

(17)　教育に関する事務の点検・評価に関すること。

(18)　部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関すること。

学務課

(1)　学校運営に関すること。

(2)　教材教具の整備に関すること。

(3)　校外施設に関すること。

(4)　区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関すること。

(5)　用務主事の人事に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

(6)　用務業務委託に関すること。

(7)　用務主事の調整に関すること。

(8)　区立幼稚園及び区立小・中学校の学事に関すること。

(9)　就学援助費・就学奨励費に関すること。

(10)　隣接校選択制及び通学区域・通学路に関すること。

(11)　入学相談及び学校説明会に関すること。

(12)　外国人学校に関すること。

(13)　学校の保健衛生に関すること。

(14)　学校給食に関すること。

(15)　学校給食の指導に関すること。

(16)　学校給食費等の公会計化に関すること。

(17)　課の庶務に関すること。

放課後対策課

(1)　子どもスキップ（放課後対策）事業の計画及び推進に関すること。

(2)　子どもスキップの人事に関すること。

(3)　子どもスキップ及び学童クラブの事業調整に関すること。

(4)　子どもスキップ（放課後対策）の管理運営に関すること。

(5)　学童クラブの入退会に関すること。

(6)　放課後子ども教室に関すること。

(7)　学校施設の開放に関すること。

(8)　学校設備の使用許可に関すること。

(9)　中学生の放課後支援の企画・調整に関すること。

(10)　課の庶務に関すること。

学校施設課

(1)　学校施設、幼稚園施設（以下「学校施設等」という。）の維持管理に関すること。

(2)　子どもスキップの施設の維持管理に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。

(3)　学校施設等の財産の管理に関すること。

(4)　学校施設等の改築に関すること。

(5)　学校施設等の長寿命化に関すること。

(6)　学校の適正配置に関すること。

(7)　学校施設施策の企画、調査、進行管理及び総合調整に関すること。

(8)　学校施設等の環境整備に関すること。

(9)　課の庶務に関すること。

指導課

(1)　学校衛生委員会に関すること。

(2)　学校教育指導に伴う事務に関すること。

(3)　区立小・中学校の教育支援に関すること。

(4)　教科用図書の採択事務に関すること。

(5)　教職員の人事事務に関すること。

(6)　教職員の人事考課に関すること。

(7)　学校訪問に関すること。

(8)　教職員の昇給に関すること。

(9)　教職員の人材育成等に関すること。

(10)　教職員の給与、福利厚生等に関すること。

(11)　区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関すること。

(12)　教育課程の編成及び管理に関すること。

(13)　教科用図書の調査・研究に関すること。

(14)　児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関すること。

(15)　不登校対策の計画及び推進に関すること。

(16)　就学前教育の計画及び推進に関すること。

(17)　保幼小連携の推進に関すること。

(18)　コミュニティ・スクールに関すること。

(19)　部活動地域連携・地域展開の推進に関すること。

(20)　学校の情報化の計画及び推進に関すること。

(21)　学校の ICT を活用した教育に関すること。

(22)　学校 ICT 環境の整備及び運営に関すること。

(23)　学校の情報セキュリティに関すること。

(24)　課の庶務に関すること。

図書館課

(1)　図書館施設の維持管理に関すること。

(2)　図書館の管理運営に関すること。

(3)　図書館の職員に関すること。

(4)　図書館資料に関すること。

(5)　図書館資料の案内及び読書相談に関すること。

(6)　図書館資料の相互貸借、他の図書館との相互協力及び関係機関との連絡に関すること。

(7)　視聴覚資料に関すること。

(8)　点字図書館の運営に関すること。

(9)　図書館基本計画及び子ども読書推進計画に関すること。

(10)　図書館システムの管理運営に関すること。

(11)　図書館ホームページ管理に関すること。

(12)　そよかぜ文庫の運営に関すること。

(13)　読書の普及等に関すること。

(14)　子ども読書活動の推進に関すること。

(15)　ボランティア人材バンクの運営に関すること。

(16)　区立小学校・中学校の読書活動支援に関すること。

(17)　図書館事業の企画に関すること。

(18)　施設の改築等に関すること。

(19)　施設整備を伴う新たなサービスの調査及び研究に関すること。

(20)　巣鴨図書館及び千早図書館の維持管理及び運営に関すること。

(21)　課の庶務に関すること。

第９条第１項を次のように改める。

第３条第３項に規定する担当課長の名称及び担任事務は次のとおりとする。

指導課

学校支援担当課長

(1)　コミュニティ・スクールに関すること。

(2)　部活動地域連携・地域展開の推進に関すること。

(3)　学校の情報化の計画及び推進に関すること。

(4)　学校の ICT を活用した教育に関すること。

(5)　学校の ICT 環境の整備及び運営に関すること。

(6)　学校の情報セキュリティに関すること。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

(説　明)

令和７年度に向けて、教育委員会事務局の分掌事務について、文言整理及び規程整備のため改正を行う。

(資　料)

別添のとおり。

第９号議案資料
令和７年第３回臨時会
Ｒ７.３.２７　庶務課

豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年教育委員会規則第１号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○豊島区教育委員会事務局処務規則 昭和44年４月１日 教育委員会規則第１号 豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和40年教育委員会規則第１号）の全部を改正する。 第１章　総則 （昭53教委規則１・全改） （趣旨） 第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第２項の規定に基づき、豊島区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。 （昭53教委規則１・全改、平27教委規則10・一部改正） （事務局の分課） 第２条　事務局に次の部及び課を置く。 教育部 庶務課 学務課	○豊島区教育委員会事務局処務規則 昭和44年４月１日 教育委員会規則第１号 豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和40年教育委員会規則第１号）の全部を改正する。 第１章　総則 （昭53教委規則１・全改） （趣旨） 第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第２項の規定に基づき、豊島区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。 （昭53教委規則１・全改、平27教委規則10・一部改正） （事務局の分課） 第２条　事務局に次の部及び課を置く。 教育部 庶務課 学務課

放課後対策課 学校施設課 指導課 （平21教委規則６・全改、平23教委規則２・平23教委規則21・平24教委規則３・平26教委規則４・平27教委規則10・平28教委規則８・平29教委規則３・一部改正） （略） 第２章　分掌事務 （分掌事務等） 第８条　教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担任事務は次のとおりとする。 庶務課 (1)　教育委員会に関すること。 (2)　職員の任免その他人事に関すること。 (3)　公印及び文書審査に関すること。 (4)　文書及び法規等に関すること。 (5)　請願、陳情等に関すること。 (6)　区立学校の設置及び廃止等に関すること。 (7)　予算、決算及び監査に関すること。 (8)　教育委員会の広報に関すること。	放課後対策課 学校施設課 指導課 図書館課 （平21教委規則６・全改、平23教委規則２・平23教委規則21・平24教委規則３・平26教委規則４・平27教委規則10・平28教委規則８・平29教委規則３・令７教委規則２・一部改正） （略） 第２章　分掌事務 （分掌事務等） 第８条　教育部各課及び係の分掌事務並びに担当係長等の担任事務は次のとおりとする。 庶務課 (1)　教育委員会に関すること。 (2)　職員の任免その他人事に関すること。 (3)　公印及び文書審査に関すること。 (4)　文書及び法規等に関すること。 (5)　請願、陳情等に関すること。 (6)　区立学校の設置及び廃止等に関すること。 (7)　予算、決算及び監査に関すること。 (8)　教育委員会の広報に関すること。

(9)　表彰等に関すること。	(9)　表彰等に関すること。
(10)　教育財産の調整に関すること。	(10)　教育財産の調整に関すること。
(11)　補助執行に係る調整に関すること。	(11)　補助執行に係る調整に関すること。
(12)　PTA活動の支援に関すること。	(12)　PTA活動の支援に関すること。
(13)　家庭教育の振興に関すること。	(13)　家庭教育の振興に関すること。
(14)　社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。	(14)　社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。
(15)　文化財の保護に関すること。	（削除）
(16)　文化財の保存に関すること。	（削除）
(17)　文化財の活用に関すること。	（削除）
(18)　文化財の普及啓発に関すること。	（削除）
(19)　埋蔵文化財に関すること。	（削除）
(20)　豊島ふくろう・みみずく資料館の管理運営に関すること。	（削除）
(21)　学校の情報化推進に関すること。	（削除）
(22)　学校のICT環境の整備及び運営に関すること。	（削除）
(23)　学校の情報セキュリティに関すること。	（削除）
(24)　学校教育の情報化推進計画に関すること。	（削除）
(25)　教育政策の企画・調整に関すること。	(15)　教育政策の企画・調整に関すること。
(26)　教育振興基本計画の改定及び進行管理に関すること。	(16)　教育振興基本計画の改定及び進行管理に関すること。
(27)　教育に関する事務の点検・評価に関すること。	(17)　教育に関する事務の点検・評価に関すること。
(28)　コミュニティ・スクールに関すること（他の課の所管に属する	（削除）

ものを除く。）。	
(29)　インターナショナルセーフスクールに関すること。	（削除）
(30)　区立幼稚園の学事に関すること。	（削除）
(31)　学校給食費等の公会計化に関すること。	（削除）
(32)　SDGs達成の担い手育成事業に関すること。	（削除）
(33)　就学前教育の推進に関すること。	（削除）
(34)　保幼小連携の推進に関すること。	（削除）
(35)　部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関すること。	(18)　部内他の課に属しないこと及び課の庶務に関すること。
学務課	学務課
(1)　学校運営に関すること。	(1)　学校運営に関すること。
(2)　教材教具の整備に関すること。	(2)　教材教具の整備に関すること。
(3)　校外施設に関すること。	(3)　校外施設に関すること。
(4)　区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関すること。	(4)　区立学校の幼児・児童・生徒の安全に関すること。
(5)　用務主事の人事に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。	(5)　用務主事の人事に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
(6)　用務業務委託に関すること。	(6)　用務業務委託に関すること。
(7)　用務主事の調整に関すること。	(7)　用務主事の調整に関すること。
(8)　小学校及び中学校の学事に関すること。	(8)　区立幼稚園及び区立小・中学校の学事に関すること。
(9)　就学援助費・就学奨励費に関すること。	(9)　就学援助費・就学奨励費に関すること。
(10)　隣接校選択制及び通学区域・通学路に関すること。	(10)　隣接校選択制及び通学区域・通学路に関すること。

(11)　入学相談及び学校説明会に関すること。
(12)　外国人学校に関すること。
(13)　学校の保健衛生に関すること。
(14)　学校給食に関すること。
(15)　学校給食の指導に関すること。

(16)　課の庶務に関すること。
（略）
指導課
(1)　学校衛生委員会に関すること。
(2)　学校教育指導に伴う事務に関すること。
(3)　区立小・中学校の教育支援に関すること。
(4)　教科用図書の採択事務に関すること。
(5)　教職員の人事事務に関すること。
(6)　教職員の人事考課に関すること。
(7)　学校訪問に関すること。
(8)　教職員の昇給に関すること。
(9)　教職員の人材育成等に関すること。
(10)　教職員の給与、福利厚生等に関すること。
(11)　教育課程の編成及び管理に関すること。

(11)　入学相談及び学校説明会に関すること。
(12)　外国人学校に関すること。
(13)　学校の保健衛生に関すること。
(14)　学校給食に関すること。
(15)　学校給食の指導に関すること。
(16)　学校給食費等の公会計化に関すること。
(17)　課の庶務に関すること。
（略）
指導課
(1)　学校衛生委員会に関すること。
(2)　学校教育指導に伴う事務に関すること。
(3)　区立小・中学校の教育支援に関すること。
(4)　教科用図書の採択事務に関すること。
(5)　教職員の人事事務に関すること。
(6)　教職員の人事考課に関すること。
(7)　学校訪問に関すること。
(8)　教職員の昇給に関すること。
(9)　教職員の人材育成等に関すること。
(10)　教職員の給与、福利厚生等に関すること。
(11)　区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関するこ

(12)　区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関すること。	と。
(13)　教科用図書の調査・研究に関すること。	(12)　教育課程の編成及び管理に関すること。
	(13)　教科用図書の調査・研究に関すること。
（新設）	(14)　児童及び生徒の不登校対策支援と適応指導に関すること。
（新設）	(15)　不登校対策の計画及び推進に関すること。
（新設）	(16)　就学前教育の計画及び推進に関すること。
（新設）	(17)　保幼小連携の推進に関すること。
（新設）	(18)　コミュニティ・スクールに関すること。
（新設）	(19)　部活動地域連携・地域展開の推進に関すること。
（新設）	(20)　学校の情報化の計画及び推進に関すること。
（新設）	(21)　学校のICTを活用した教育に関すること
（新設）	(22)　学校のICT環境の整備及び運営に関すること。
（新設）	(23)　学校の情報セキュリティに関すること。
(14)　課の庶務に関すること。	(24)　課の庶務に関すること。
（新設）	図書館課
（新設）	(1)　図書館施設の維持管理に関すること。
（新設）	(2)　図書館の管理運営に関すること。
（新設）	(3)　図書館の職員に関すること。
（新設）	(4)　図書館資料に関すること。

（新設）	
（新設）	(5)　図書館資料の案内及び読書相談に関すること。
（新設）	(6)　図書館資料の相互貸借、他の図書館との相互協力及び関係機関との連絡に関すること。
（新設）	(7)　視聴覚資料に関すること。
（新設）	(8)　点字図書館の運営に関すること。
（新設）	(9)　図書館基本計画及び子ども読書活動推進計画に関すること。
（新設）	(10)　図書館システムの管理運営に関すること。
（新設）	(11)　図書館ホームページ管理に関すること。
（新設）	(12)　そよかぜ文庫の運営に関すること。
（新設）	(13)　読書の普及等に関すること。
（新設）	(14)　子ども読書活動の推進に関すること。
（新設）	(15)　ボランティア人材バンクの運営に関すること。
（新設	(16)　区立小学校・中学校の読書活動支援に関すること。
（新設）	(17)　図書館事業の企画に関すること。
（新設）	(18)　施設の改築等に関すること。
（新設）	(19)　施設整備を伴う新たなサービスの調査及び研究に関すること。

（新設）	(20)　巣鴨図書館及び千早図書館の維持管理及び運営に関すること。
（新設）	(21)　課の庶務に関すること。
（令６教委規則４・全改）	（令７教委規則２・全改）
（担当課長、社会教育主事、統括指導主事並びに指導主事）	（担当課長、社会教育主事、統括指導主事並びに指導主事）
第９条　第３条第３項に規定する担当課長の名称及び担任事務は次のとおりとする。	第９条　第３条第３項に規定する担当課長の名称及び担任事務は次のとおりとする。
庶務課	指導課
教育施策推進担当課長	学校支援担当課長
(1)　コミュニティ・スクールに関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。	(1)　コミュニティ・スクールに関すること。
(2)　インターナショナルセーフスクールに関すること。	（削除）
(3)　区立幼稚園の学事に関すること。	（削除）
(4)　学校給食費等の公会計化に関すること。	（削除）
(5)　SDGs達成の担い手育成事業に関すること。	（削除）
(6)　就学前教育の推進に関すること。	（削除）
(7)　保幼小連携の推進に関すること。	（削除）
	(2)　部活動地域連携・地域展開の推進に関すること。
	(3)　学校の情報化の計画及び推進に関すること。
	(4)　学校のICTを活用した教育に関すること。

	(5)　学校のICT環境の整備及び運営に関すること。 (6)　学校の情報セキュリティに関すること。
2　第３条第５項に規定する社会教育主事の担任事務は次のとおりとする。 (1)　社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。	2　第３条第５項に規定する社会教育主事の担任事務は次のとおりとする。 (1)　社会教育の助言、指導及び調査研究に関すること。
3　第３条第６項、同条第７項に規定する統括指導主事、指導主事の担任事務は次のとおりとする。 (1)　教育課程の編成及び管理に関すること。 (2)　区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関すること。 (3)　教科用図書の調査・研究に関すること。	3　第３条第６項、同条第７項に規定する統括指導主事、指導主事の担任事務は次のとおりとする。 (1)　教育課程の編成及び管理に関すること。 (2)　区立幼稚園及び区立小・中学校の教育活動の指導に関すること。 (3)　教科用図書の調査・研究に関すること。
（令２教委規則５・追加、令４教委規則２・令５教委規則12・令６教委規則４・一部改正） 第３章　文書等 （昭60教委規則２・平13教委規則13・平21教委規則21・改称） （略）	（令２教委規則５・追加、令４教委規則２・令５教委規則12・令６教委規則４・令７教委規則２・一部改正） 第３章　文書等 （昭60教委規則２・平13教委規則13・平21教委規則21・改称） （略）
	附　則（令和７年３月２７日教委規則第２号） この規則は、令和７年４月１日から施行する。